別添１稲作経営者会議・同青年部会員向け

水田スタートアップモデル（うち稲作経営体連携タイプ）体験受入の留意点

令和８年５月８日
一般社団法人岐阜県農業会議

第１　ねらい・概要

副業・兼業により稲作に関わりたい人材や、農業大学校学生など就農・就業を視野に本格的な稲作を学びたい人材などを募集し、稲作経営者会議・同青年部の会員のもとで稲作の体験受入を行います。

体験を通して、体験参加者が副業労働力や、正社員など雇用就農者等として稲作に継続して従事することのきっかけにしていきます。

第２　実施

体験受入は、水田スタートアップモデル（うち稲作経営体連携タイプ）事業実施要領に従い、実施をお願いします。

第３　体験受入の流れ（お願い）

１　体験参加応募者とのマッチング（事前調整）

（１）受入依頼

本会議は、体験参加希望者からの応募を受付後、メール・電話やWEB面談等により日程や状況を聴き取った上で、体験参加希望者の居住地域の会員から順に受入依頼を行います。体験参加希望者の情報を確認いただき、必要に応じて農業会議を通じた追加の聴き取りや、本人に電話等で聴き取りした上で受入を決定いただくことが可能です。

（２）受入承諾

受入できる場合は、受入可能な日程候補、体験メニュー（主な作業内容）、服装、持ち物等を本会議まで連絡下さい。

（３）受入決定

本会議は、体験参加希望者に日程候補、体験メニュー、服装、持ち物等を連絡の上、マッチングした場合は、双方に決定通知を送付します。

（４）受入中止・短縮

天候等によりやむを得ず、決定した体験受入を中止、短縮する場合は、速やかに本会議まで連絡下さい。

２　体験受入

（１）体験参加者への体験内容の説明

就業開始時の朝礼・ミーティング等で、体験指導者・従業員の紹介、作業内容や施設使用など職場内のルール、安全対策等について体験参加者に説明をお願いします。参加者の中には稲作を初めて経験する方も多いため、体験する作業の意味や全体の流れなど体験指導者等から丁寧に説明ください。参加者の思い込みや誤解などで受入先の業務に支障をきたすことのないようお願いします。

（２）体験受入中の就業規則・体験時間

労働ではなく体験ですが、期間中は、従業員の方と同じ就業規則等に基づいて体験を行い、１日の体験時間は原則８時間以内として下さい。

（３）体験参加者の傷害・賠償責任保険

本会議が手続きを行い、体験参加者は指定の傷害・賠償責任保険に加入します。ただし、体験参加者が決して一人で危険を伴う作業や機械の操作等をすることがないよう、事故防止にご配慮下さい。

（４）体験中止・短縮

天候、体験参加者の体調不良等によりやむを得ず、体験受入を中止、短縮する場合は、速やかに本会議まで連絡下さい。

（５）本会議職員の立ち会い

本会議職員は、体験受入初日など、期間中必要に応じて立ち会い、体験受入をサポートし効果的な体験となるよう努めます。

３　体験終了後

（１）実施状況報告書兼助成金申請書の提出

体験受入が終了しましたら、本会議から「実施状況報告書兼助成金申請書」を送付します。記入後、速やかに本会議まで提出下さい。提出後、受入助成金をお支払いします。

（２）体験報告書（体験参加者記入）

体験参加者が記入する体験報告書は、本人から直接本会議に提出いただきます。今後の受入の参考等に必要に応じて本会議からフィードバックします。

（３）個人情報について

体験参加者の個人情報について、漏洩等のないよう適切に管理し、利用しなくなった時は、適切に消去、処分等をお願いします。

４　体験参加者とのトラブル防止について

本会議は、応募の内容、メール・電話・ＷＥＢ面談等での確認において、不自然な点がなければ、体験受入を依頼します。トラブルが発生しないよう、確認に努めますが、体験受入中や終了後にトラブルになりそうな事態が起こった場合は、すぐに本会議まで連絡下さい。

５　事故・病気が起きた場合

（１）かかりつけや最寄りの病院

体験参加者が大丈夫と言う可能性がありますが、冷静な視点で病院に行った方が良いと思われた場合は、連れて行くようお願いします。

（２）診断書

事実の確認、トラブル防止、保険申請のため、診断書を必ず貰うようお願いします。

（３）本会議への連絡

状況を本会議まで連絡下さい。

６　問合せ先

一般社団法人岐阜県農業会議
水田スタートアップモデル委託事業事務局　担当：田中・松浦・鷲見
TEL 058-268-2527　FAX 058-273-6177
メール startup@inasaku.gifu-agri.jp